

## 文京区男女平等参画推進条例の内容をお知らせいたします。

～平成25年11月1日から施行～

条例制定に当たっては、**男女平等参画推進会議**での検討を重ねるとともに、パブリックコメント、区民説明会等を通し、区民の皆さんから多くのご意見を頂きました。

この度、区議会に議案として提出し、全会派の賛成を得て9月27日に可決されました。今後は、この条例を男女平等参画推進の基盤とし、区民、事業者の皆さんと共に、男女平等参画社会の実現を目指して取り組んでまいります。

## 男女平等参画とは…？

男女がその個性や能力を発揮し、性別に関わりなく個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されることをいいます。

## 条例の名称は「文京区男女平等参画推進条例」

区では、計画や審議会の名称において「**共同参画**」や「**協働**」のような平等を実現する手段ではなく、**目指す先である「平等」**を使用しています。

この条例は、理念を示すものであることから、計画等と同じ名称としたものです。

## 文京区の条例の特徴は？

- 1 「文の京」である区の特徴を反映し、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識形成への取組が行われることを基本とするとしています。
- 2 東日本大震災を教訓とし、災害等への対応に、男女双方の視点に配慮することを盛り込んでいます。

## 第3条 基本理念（条例の基本的な考え方を7つ定めています。）

## ①暴力の根絶と人権の尊重

性別による差別的な取扱いや暴力を根絶し、男女が、個人として尊重されること。

## ②固定的役割分担意識の解消と多様な生き方の選択

男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

## ③立案・決定への参画機会の確保

男女が、性別に関わりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

## ④教育の場における平等参画意識の形成

学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

## ⑤家庭生活と社会活動の調和

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

## ⑥妊娠・出産等に関する相互尊重と健康な生活

男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

## ⑦国際社会と国内の取組の理解

国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。



## 第4～6条 区・区民・事業者の責務（3者が主体的に、又協働して取り組むための役割を定めています。）

## 区の責務

- 基本理念に基づき、男女平等参画を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じます。
- 男女平等参画を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、協力します。

## 区民の皆さんが取り組むこと

- 男女平等参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野の活動において男女平等参画を推進するよう努めましょう。
- 区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するよう努めましょう。

## 事業者の皆さんが取り組むこと

- 男女平等参画について理解を深め、その事業活動において男女平等参画を推進し、男女が家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めましょう。
- 区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するよう努めましょう。

## 区民の皆さん

区内に住む人、  
働く人及び  
学ぶ人

## 事業者の皆さん

区内において事業活動  
を行う法人その他の  
団体又は個人

協働して  
取り組みましょう

区

## 第7条 禁止事項等（男女平等参画推進を妨げる事項について禁止し、又は配慮を求めています。）

禁 止	◆配偶者からの暴力等（※1）
	◆セクシュアル・ハラスメント（※2）
配 慮	◆性別に起因する差別的な取扱い 性的指向又は性的自認（※3）に起因する差別的な取扱いを含みます。
	◆その他の性別に起因する人権侵害
配 慮	◆情報の流通における、性別に起因する人権侵害や固定的な役割分担の意識の助長、是認させる表現

（※1）配偶者からの暴力等…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者からの暴力、ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するつきまとい等や、交際相手からの暴力で、身体的、精神的、性的な暴力をいう。

（※2）セクシュアル・ハラスメント…性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

（※3）性的指向又は性的自認…性的指向：どのような人を好きになるか、ならないか、ということ。性的自認：自分がどの性別だと感じているか、いないか、ということ。

【例えば…】

- ・公衆のポスター等で、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を取り扱った表現などは行わないようにしましょう。
- ・広報等で、「男性は仕事・女性は家庭や育児・介護」といったような、男女の役割を固定させる表現に留意しましょう。

## 第8～13条 基本的施策（男女平等参画推進のため区が行う施策を6つ規定しています。）

### 計画の策定

男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表します。

現在、文京区男女平等参画推進計画（平成29～33年）に基づく施策の推進状況について調査を実施し、推進会議にて、審議、評価を行っています。

本条例を根拠に、今年度は、区民意識調査を実施し、令和3年度には新たな計画の策定を行います。



### 広報及び啓発並びに教育に対する支援

学校教育、生涯学習等において、男女平等参画の意識の形成に取り組んでいきます。

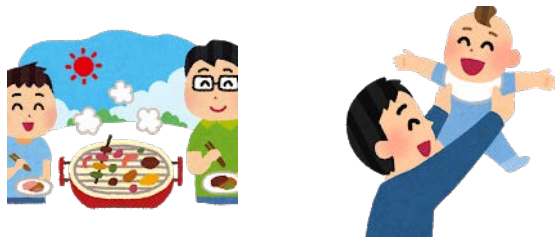


あらゆる教育の場での取り組みに携わる者への支援と、広報・啓発に必要な調査研究、情報収集・提供に努めます。

### 家庭生活と社会活動の調和

多様な生き方の選択と、家庭生活、社会活動（職場・地域）の調和への実現に努めます。

性別に関わりなく、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場や地域の活動との調和の実現を目指し、啓発を行います。



### 積極的改善措置

男女の参画機会不均衡等への積極的改善措置を講じます。

現在、文京区男女平等参画推進計画（平成29～33年）では、以下の取組を進めています。

- ①区の委員会・審議会での女性参画率の継続的調査、参画推進
- ②女性職員の管理職への登用推進  
今後、区の審議会等だけでなく、あらゆる分野の活動における、男女の固定的な役割分担の意識への解消に取り組んでいきます。

\*積極的改善措置とは？

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

### 災害対応における配慮

東日本大震災を教訓とし、災害等への対応に、男女双方の視点に配慮します。

文京区では、全国に先駆け「妊産婦・乳児救護所」を設置しました。

また、二次的避難所として男女平等センターを位置付け、男女平等の視点に配慮した避難所運営に努めています（文京区地域防災計画と連動）。

今後も、男女双方の視点に配慮した災害対応や、防災対策の取組を進めていきます。

### 拠点施設

文京区男女平等センターを、男女平等施策を推進するための拠点施設と定めます。

文京区男女平等センターでは、開設以来、豊かで活力ある男女平等参画社会を実現することを目的とし、様々な情報の発信と啓発事業に取り組んでいます。

今後も更なる推進を目指し、拠点施設として男女平等の推進に取り組めます。

\*文京区男女平等センター  
昭和61年「文京区婦人センター」として開設  
平成3年に「文京区女性センター」、平成14年に「文京区男女平等センター」に改称

## 第14条 推進会議（男女平等参画推進会議について規定しています。）

■区長の附属機関としての、  
「文京区男女平等参画推進会議」を設置

■区長の諮問に応じ、審議します。

- ・男女平等参画に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関すること。
- ・男女平等参画社会を支える意識の形成に関すること。
- ・家庭生活と社会活動の調和の実現に関すること。
- ・推進計画に関すること。
- ・その他区長が必要があると認めた事項  
（例：第15条の苦情申立てなど）

■区長への意見陳述ができます。



## 第15条 苦情申立て（区の男女平等参画に係る苦情申立て受理機関として、推進会議を位置付けます。）

●申し立てできること… 区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情

●申し立てできる人… 区民（在住・在勤・在学）の方  
区内事業者の方

●処理方法

- ・必要に応じ**推進会議の意見を聴いて処理**します。
- ・苦情を申立て者の情報を保護、公平かつ適切に行います。
- ①プライバシーは保護します。推進会議の意見を聴く際は、原則として、学識経験者のみで行います。  
（利害関係人を除きます。）
- ②弁護士等、専門家の意見を聴きます。

●結果は、申立者に通知いたします。



## 男女平等参画推進条例のポイント詳述解説

### Q 条例はいつできたのですか。

A 平成25年第3回文京区議会定例会に議案を提案し、議員全員の賛成により可決しました。(9月5日提案、9月27日可決)

### Q 今まで制定のためにどのような手続を踏んできたのでしょうか。

A これまでも制定のための内部検討は継続的に行ってきましたが、条例制定に向けての直接的な動きとしては、①(仮称)文京区男女平等参画基本条例に関する意見書受理(平成25年1月15日)、②(仮称)文京区男女平等参画推進条例の基本的な考え方(案)について報告(平成25年第1回文京区議会定例会(文教委員会)報告)、③同基本的な考え方についてパブリックコメント(平成25年3月18日～4月30日)88件、④同基本的な考え方について区民説明会(平成25年3月23日、同28日)、⑤その他様々な機会を通じての意見聴取、研究者・弁護士等との意見交換等を経て、今回の提案となりました。

### Q これまで区民等からは主にどのような意見があげられましたか。

A ①文京区の歴史的特色及び文京区の特徴を前文等に入れ込んでほしい、②震災等にかかる男女平等の視点を入れ込んでほしい、③男女平等センターを拠点として位置付けてほしい、④積極的改善措置について触れるべき、⑤苦情申立てについての規定を入れるべき、⑥イデオロギー対立の条例ではないようにしてほしい⑦現代の国際状況、国内状況、文京区の状況を踏まえた誇れる条例としてほしいなどがあげられました。

### Q 文京区における特徴を挙げるとするとどのような点ですか。

A 一つには「文の京」である区の特徴を反映し、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識形成への取組が行われることを基本とするものです。基本理念に掲げるとともに、具体的には基本的施策にも規定しています(第3条第4号、第9条)。もう一つは、東日本大震災を教訓とし、災害等への対応の際に男女双方の視点に配慮する旨規定しています。具体的には、基本的施策の第12条に規定しており、文京区地域防災計画(平成30年度修正)の避難所の開設・運営等の項目と連動しています。

### Q 特徴的な前文規定となっていますが、どのような思いが込められていますか。

A まず区の進むべき都市自治の姿として「文の京」を掲げています。次に、「青鞥」発祥の地であるとの歴史について言及しています。さらに、条例は憲法・法律の範囲内で制定されるものであり、憲法第13条の個人の尊重・第14条の法の下での平等、さらに男女共同参画社会基本法を受け、その範囲内における条例制定であることを明記しています。最後に、男女平等条例の理念は個々人の多様性の尊重と強く結び付いていることから、「それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会」を目指す旨規定しています。

### Q 基本理念として7つあげていますが、どのような背景や考え方が結び付いていますか。

A 基本理念の中には立案・決定への参画機会の確保を掲げており、この規定は「ポジティブ・アクション<sup>(1)</sup>」、「アフーマティブ・アクション<sup>(2)</sup>」という考え方と関連します(具体的には基本的施策の第11条に規定しています)。また、「男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営む」との規定は、ワーク・ライフ・バランス<sup>(3)</sup>という考え方、またポジティブ・オフ<sup>(4)</sup>との考え方も関連します(具体的には基本的施策の第10条に規定しています)。そして「男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営む」との規定は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>(5)</sup>という考え方と関連するものであり、かかる考え方を基本理念として掲げています。

### Q 禁止事項について説明してもらえますか。

A 何人も性別に起因する差別をしてはいけないということは、当たり前のことであり、この当たり前のことが当たり前に実現されるべきことについて、そうでない現状を踏まえあえて規定しました。性別に起因する差別として、現代社会において顕在化し、かつ、深刻化している配偶者からの暴力等(ストーカー規制法との関連も含む)や、セクシュアル・ハラスメント、性的指向・性的自認に起因する差別的な取扱いを禁止することを注目的に規定しています。また、情報については、流通過程全般において配慮すべきことを規定しています。

### Q 基本的施策・男女平等参画推進会議の章を設けることで、今までとどのように変わのでしょうか。

A これまでの男女平等参画推進計画や男女平等参画推進会議について、今後は、条例を根拠とすると明確に位置付けた意義は大きいですが、条例は、議会で議決を得たものであり、行政に対しても法的拘束力を有することになります。

### Q 審議会等の女性委員の比率向上については定めないのでしょか。

A 積極的改善措置の規定がこの趣旨を含んでいると考えています。積極的改善措置という用語は「ポジティブ・アクション」や「アフーマティブ・アクション」と同様の意味で使われていますが、形式的に数値のみを追い求めるのではなく、例えば、お茶くみや表彰式の介添え等は女性がやる等の慣行についても積極的に見直ししていくことなども含めて、実質的に男女の役割分担意識を変えていくための具体的措置を尽くしていくべきことを本条項で表しています。

### Q 拠点施設についての規定を設けた趣旨はどのようなものですか。

A これまでも、文京区男女平等センターは男女平等にかかる施策推進の場の役割を果たしてきましたが、この度拠点として条例に明記することで男女平等に関連する多様で幅広いセンター機能を一層果たしていくべきことを規定するものです。

### Q 苦情申立てについても文京区は受け付けることになったのですか。

A これまでも、区では区の関与する男女平等参画に関する施策に関して苦情を受け付けていました。今後は、条例に明記し、さらに男女平等参画推進会議の所掌事務として申立てに対する意見聴取や一定の見解を出すことができるようになりました。こうした申立てに適切に対処できるよう、この分野に明るい弁護士を推進会議の委員として委嘱しています。なお、「区が関与する」とは、具体的には区が助成等を行う事業に関する事、指定管理事業に関する事などを想定しています。また、推進会議としては、関係機関、救済機関等のあっせん・紹介をしたり、申立て案件について調査・勧告をすること等を想定しています。

#### (用語解説)

- 1) ポジティブ・アクション…差別や不利益を被ってきたグループ(女性・少数民族・障害者など)に対する積極的格差是正又は積極的改善(実質的な機会均等を確保するための)措置をいう。ポジティブ・アクション、アフーマティブ・アクションは、基本的に同義とされる。
- 2) アフーマティブ・アクション…同上
- 3) ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活との調和のこと。
- 4) ポジティブ・オフ…休暇を取得して外出や旅行などを楽しむことを積極的に促進し、休暇(オフ)を前向き(ポジティブ)にとらえて楽しもうとすること。
- 5) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…性と生殖に関する健康と権利と訳される。